

医療関係者各位

「ケナコルト-A 筋注用関節腔内用水懸注 40mg/1mL」および
「ケナコルト-A 皮内用関節腔内用水懸注 50mg/5mL」
の今後の供給予定についてのご案内

ブリストル・マイヤーズ スクイブ株式会社

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社製品に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社が製造販売する合成副腎皮質ホルモン剤トリアムシノロンアセトニド水性懸濁注射液「ケナコルト-A 筋注用関節腔内用水懸注 40mg/1mL」および「ケナコルト-A 皮内用関節腔内用水懸注 50mg/5mL」（以下「両製品」）につきましては新製造ラインの適格性評価に関連した調査対応の長期化により、出荷を限定することを余儀なくされる事態となり、医療関係者の皆様、患者様に多大なご迷惑をおかけしていることを深くお詫び申し上げます。

このたび、暫定的な措置として、旧製造ラインを用いて製造を行い、10月より段階的に出荷量を増加する手立てを講じることといたしました。しかしながら、当面は通常出荷量の半量程度の限定出荷を継続させていただきますことをご案内申し上げます。通常出荷再開に向けては、今後改めて新製造ラインにて適格性評価を行い、同ラインを用いて製造再開することとなりますが、時期につきましては判明次第改めてご案内いたします。

両製品の供給におきましては、引き続き、医療関係者の皆様に多大なご負担をおかけすることとなりますが、何卒事情をご賢察の上、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

【対象製品】

販売名	包装	統一商品コード ^①	出荷量の状況 ^②	対応状況 ^③
ケナコルト-A 筋注用関節腔内用水懸注 40mg/1mL	10 パッケージ	279-11523-8	B.出荷量減少	②限定出荷 (自社の事情)
ケナコルト-A 皮内用関節腔内用水懸注 50mg/5mL	5 パッケージ	279-11503-0	B.出荷量減少	②限定出荷 (自社の事情)

※ 日薬連発第 137 号（2023 年 3 月 1 日付）『「医療用医薬品の供給状況に関する用語の定義」の見直しについて』に基づき出荷状況・対応状況を表記しております。

以上

両製品の有効成分であるトリアムシノロンと同一成分・同一効能効果を有する注射剤はございませんが、【別紙】に力価換算と両製品と他のステロイド注射剤の効能・効果の一覧をお示しします。効能又は効果、用法及び用量が両製剤と異なりますので、各製品の添付文書をご確認の上、個々の患者様の病態および状態像に基づき、効能又は効果、用法及び用量の範囲内でご使用をご検討ください。

こちらの資料は、弊社医療従事者向け Web サイト (<https://www.bmshealthcare.jp/>) からのご確認いただけます。ケナコルト-A 筋注用関節腔内用水懸注 40mg/1mL 並びにケナコルト-A 皮内用関節腔内用水懸注 50mg/5mL の代替の了承は得られておりませんので、供給状況につきましては、各製造販売会社にご確認ください。なお、他剤副腎皮質ホルモン製剤の供給も限られていることから関係特約店様ともご相談の上、代替治療をご検討頂きますよう重ねてお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

ブリストル・マイヤーズ スクイブ株式会社 メディカル情報グループ

TEL 0120-093-507

別紙：

代表的なコルチコステロイドの相対的効力と等価用量

コルチコステロイド	糖質コルチコイド作用	鉱質コルチコイド作用	作用時間 ^a	等価用量 (mg) ^b
ヒドロコルチゾン ^c	1	1	S	20
コルチゾン	0.8	0.8	S	25
フルドロコルチゾン	10	125	I	— ^d
プレドニゾン	4	0.8	I	5
プレドニゾロン	4	0.8	I	5
メチルプレドニゾロン	5	0.5	I	4
トリアムシノロン	5	0	I	4
ベタメタゾン	25	0	L	0.75
デキサメタゾン	25	0	L	0.75

^a 生物学的 $t_{1/2}$: S, 短時間型 (8–12 h); I, 中間型 (12–36 h); L, 長時間型 (36–72 h).

^b 用量の関係は経口または静脈内投与にのみ適用され、筋肉内投与や関節内投与では効力が大きく異なる場合があります。

^c 薬として使用される時のコルチゾールの名称

^d この薬剤は、糖質コルチコイド効果ではなく、鉱質コルチコイド効果を目的として使用されます。

Used with permission of McGraw Hill LLC., from Goodman & Gilman's: The Pharmacological Basis of Therapeutics, Brunton Lawrence; Knollmann Bjorn, 14th Edition and 2022 of copyright; permission conveyed through Copyright Clearance Center, Inc.

出典) Goodman & Gilman's: The Pharmacological Basis of Therapeutics, 14th Edition.

Chapter 50: Adrenocorticotrophic Hormone, Adrenal Steroids, and the Adrenal Cortex (TABLE 50–2) を転載

注) 弊社翻訳

効能又は効果、用法及び用量が「ケナコルト-A 筋注用関節腔内用水懸注 40mg/1mL」および「ケナコルト-A 皮内用関節腔内用水懸注 50mg/5mL」と異なりますので、各製品の添付文書をご確認の上、個々の患者様の病態および状態像に基づき、効能又は効果、用法及び用量の範囲内でご使用をご検討ください

<参考：ケナコルト-A筋注用関節腔内用水懸注40mg/1mLと他の副腎皮質ホルモン注射剤（静注除く）の効能・効果の一覧>

	効能又は効果	投与経路	ケナコルト-A 皮内用関節腔内用 水懸注50mg/5mL	ベタメタゾン酢酸エステル・ ベタメタゾンリン酸エステル ナトリウム懸濁注 射液	メチル プレドニゾン 酢酸エステル懸濁注 射液	デキサメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液①	デキサメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液②	デキサメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液③	ベタメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液①	ベタメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液②	ベタメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液③	注射用 プレドニゾン コハク酸エステル ナトリウム	ヒドロコルチゾン コハク酸エステル ナトリウム注射用
内分泌疾患	慢性副腎皮質機能不全（原発性、続発性、下垂体性、医原性）	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○
	*副腎性器症候群	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	*亜急性甲状腺炎	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X
	*甲状腺中毒症〔甲状腺（中毒性）クリーゼ〕	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○
	*特発性低血糖症	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
リウマチ性疾患 整形外科疾患	関節リウマチ	筋肉内注射、関節腔内注射	○関節腔内注射のみ	○関節腔内注射のみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	若年性関節リウマチ（スチル病を含む）	筋肉内注射、関節腔内注射	○関節腔内注射のみ	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	リウマチ熱（リウマチ性心炎を含む）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	リウマチ性多発筋痛	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	強直性脊椎炎（リウマチ性脊椎炎）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
強直性脊椎炎（リウマチ性脊椎炎）に伴う四肢関節炎	関節腔内注射	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
膠原病	エリテマトーデス（全身性及び慢性円板状）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	全身性血管炎（高安静脈炎、結節性多発動脈炎、顕微鏡的多発血管炎、多発血管炎性肉芽腫症を含む）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	△過応症の記載が異なる 全身性血管炎（大動脈炎 症候群、結節性動脈周囲 炎、多発性動脈炎、ウェグナ 肉芽腫症を含む）	○	○	○	○	X
	多発性筋炎（皮膚筋炎）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
腎疾患	*強皮症	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	*ネフロゼ及びネフロゼ症候群	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
心疾患	*うつ血性心不全	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
重症感染症	*重症感染症（化学療法と併用する）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	*溶血性貧血（免疫性又は免疫性機序の疑われるもの）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
血液疾患	*白血病（急性白血病、慢性骨髄性白血病の急性転化、慢性リンパ性白血病）（皮膚白血病を含む）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	*顆粒球減少症（本態性、続発性）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	*紫斑病（血小板減少性及び血小板非減少性）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	*再生不良性貧血	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	*凝固因子の障害による出血性素因	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X
消化器疾患	*限局性腸炎	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	*潰瘍性大腸炎	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
肝疾患	*重症消耗性疾患の全身状態の改善（癌末期、スフルーを含む）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	*肝硬変（活動型、難治性腹水を伴うもの、胆汁うっ滞を伴うもの）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神経疾患	*脳脊髄炎（脳炎、脊髄炎を含む）（但し、一次性脳炎の場合は頭蓋内圧亢進症状がみられ、かつ他剤で効果が不十分なときに短期間用いること）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	*末梢神経炎（ギランバレー症候群を含む）	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○
	*重症筋無力症	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○
	*多発性硬化症（視束脊髄炎を含む）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	*小舞蹈病	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	*顔面神経麻痺	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
悪性腫瘍	*脊髄錐網膜炎	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	*悪性リンパ腫（リンパ肉腫症、網膜肉腫症、ホジキン病、皮膚網膜症、固状癌肉腫）及び類似疾患（近縁疾患）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
外科疾患	*好癌性肉芽腫	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○
	*乳癌の再発転移	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○
	副腎摘除	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○
	*臓器・組織移植	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○
産婦人科疾患	*副腎皮質機能不全患者に対する外科的侵襲	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	*蛇毒・昆虫毒（重症の虫さされを含む）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	*卵管整形術後の癒着防止	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X
泌尿器科疾患	*前立腺癌（他の療法が無効な場合）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	

*印 経口投与不能時のみ用いること

★印 外用剤を用いても効果が不十分な場合あるいは十分な効果を期待し得ないと推定される場合にのみ用いること

<参考：ケナコルト-A筋注用関節腔内用水懸注40mg/1mLと他の副腎皮質ホルモン注射剤（静注除く）の効能・効果の一覧>

	効能又は効果	投与経路	ケナコルト-A 皮内用関節腔内用 水懸注50mg/5mL	ベタメタゾン酢酸エステル・ ベタメタゾンリン酸エ ステルナトリウム懸濁注 射液	メチル プレドニゾン 酢酸エステル懸濁注 射液	デキサメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液①	デキサメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液②	デキサメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液③	ベタメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液①	ベタメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液②	ベタメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液③	注射用 プレドニゾン コハク酸エステル ナトリウム	ヒドロコルチゾン コハク酸エステル ナトリウム注射用	
皮膚疾患	* * 湿疹・皮膚炎群（急性湿疹、亜急性湿疹、慢性湿疹、接触皮膚炎、貨幣状湿疹、自家感作性皮膚炎、アトピー皮膚炎、乳・幼小児湿疹、ビタル苔癬、その他の神経皮膚炎、脂漏性皮膚炎、進行性指掌角皮症、その他の手指の皮膚炎、陰部あるいは肛門湿疹、耳介及び外耳道の湿疹・皮膚炎、鼻前庭及び鼻翼周辺の湿疹・皮膚炎など）（但し、重症例以外は裡力投与しないこと）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	* * 痒疹群（小児ストロフルス、尋麻疹様苔癬、固定尋麻疹を含む）（但し、重症例に限る。また、固定尋麻疹は局注が望ましい）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X	
	* 尋麻疹（慢性例を除く）（重症例に限る）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	* * 乾癬及び類症（尋常性乾癬（重症例）、乾癬性関節炎、乾癬性紅皮症、膿疱性乾癬、積留性肢端皮膚炎、滲疹状膿疱疹、ライター症候群）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	* * 掌蹠膿疱症（重症例に限る）	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	X	○	○	X	X	
	* * 扁平苔癬（重症例に限る）	筋肉内注射	X	X	X	○	○	○	X	X	X	X	X	
	* 成年性浮腫性硬化症	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	* 紅斑症（* 多形滲出性紅斑、結節性紅斑）（但し、多形滲出性紅斑の場合は重症例に限る）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	* 粘膜炎眼症候群（開口部ひらん性外皮症、ステファン・ジョンソン病、皮膚口内炎、フックス症候群、ヘーチェット病（眼症状のない場合）、リップシェッツ急性陰門潰瘍）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	天疱瘡群（尋常性天疱瘡、落葉状天疱瘡、Senear-Usher症候群、増殖性天疱瘡）	筋肉内注射	X	X	△経口投与不能時に限定	△経口投与不能時の制限あり	△経口投与不能時の制限あり	△経口投与不能時の制限あり	△経口投与不能時に限定	△経口投与不能時に限定	△経口投与不能時に限定	△経口投与不能時に限定	△経口投与不能時に限定	
* テューリング疹状皮膚炎（類天疱瘡、妊娠性疹疹を含む）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
* 帯状疹（重症例に限る）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X	○		
* * 紅皮症（ヘブラ紅色批癬疹を含む）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
眼科疾患	* 内眼・視神経・眼窩・眼筋の炎症性疾患の対症療法（ブドウ膜炎、網脈絡膜炎、網脈血管炎、視神経炎、眼窩炎性偽腫瘍、眼窩漏斗尖端部症候群、眼筋麻痺）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X	
	* 外眼部及び前眼部の炎症性疾患の対症療法で点眼が不適当又は不十分な場合（眼瞼炎、結膜炎、角膜炎、強膜炎、虹彩毛様体炎）	筋肉内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X	

* 印 経口投与不能時にのみ用いること

★ 印 外用剤を用いても効果が不十分な場合あるいは十分な効果を期待し得ないと推定される場合にのみ用いること

<参考：ケナコルト-A筋注用関節腔内用水懸注40mg/1mLと他の副腎皮質ホルモン注射剤（静注除く）の効能・効果の一覧>

	効能又は効果	投与経路	ケナコルト-A 皮内用関節腔内用 水懸注50mg/5mL	ベタメタゾン酢酸エステル・ ベタメタゾンリン酸エステル ナトリウム懸濁注 射液	メチル プレドニゾン 酢酸エステル懸濁注 射液	デキサメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液①	デキサメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液②	デキサメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液③	ベタメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液①	ベタメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液②	ベタメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液③	注射用 プレドニゾン コハク酸エステル ナトリウム	ヒドロコルチゾン コハク酸エステル ナトリウム注射用	
耳鼻咽喉科 疾患	*急性・慢性中耳炎	筋内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X	
	急性・慢性中耳炎	中耳腔内注入	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X	
	*滲出性中耳炎・耳管狭窄症	筋内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X	
	滲出性中耳炎・耳管狭窄症	中耳腔内注入、耳管内注入	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X	
	アレルギー性鼻炎	筋内注射、ネブライザー、鼻 腔内注入、鼻甲介内注射	○軟組織内注射、ネブライ ザー、鼻甲介内注射	○筋内注射、鼻腔内 注入、鼻甲介内注射 ×ネブライザー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○筋内注射、ネブライ ザー、鼻腔内注入 ×鼻甲介内注射
	花粉症（枯草熱）	筋内注射、ネブライザー、鼻 腔内注入、鼻甲介内注射	○軟組織内注射、ネブライ ザー、鼻甲介内注射	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○筋内注射、ネブライ ザー、鼻腔内注入 ×鼻甲介内注射
	副鼻腔炎・鼻茸	筋内注射、ネブライザー、鼻 腔内注入、副鼻腔内注入、鼻 茸内注射	○軟組織内注射、ネブライ ザー、副鼻腔内注入、鼻茸 内注射	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	喉頭炎・喉頭浮腫	筋内注射、ネブライザー、喉 頭・気管注入	○ネブライザー、喉頭・気管 注入	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	*喉頭ポリープ・結節	筋内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	喉頭ポリープ・結節	ネブライザー、喉頭・気管注入	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	*食道の炎症（腐蝕性食道炎、直達鏡使用後）及び食 道拡張術後	筋内注射	X	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	食道の炎症（腐蝕性食道炎、直達鏡使用後）及び食道 拡張術後	ネブライザー、食道注入	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	耳鼻咽喉科領域の手術後の後療法	筋内注射、軟組織内注射、ネ ブライザー、副鼻腔内注入、鼻 甲介内注射、喉頭・気管注入、 中耳腔内注入、食道注入	○軟組織内注射、ネブライ ザー、副鼻腔内注入、鼻甲 介内注射、喉頭・気管注入、 中耳腔内注入、食道注入	X	○筋内注射、軟組織 内注射、ネブライザー、 副鼻腔内注入、鼻甲介 内注射、喉頭・気管注 入、中耳腔内注入 ×食道注入	○	○	○	○	○	○	○	○	X
難治性口内炎及び舌炎（局所療法で治癒しないもの）	軟組織内注射	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
整形外科領域	変形性関節症（炎症症状がはっきり認められる場合）	関節腔内注射	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X	
	外傷後関節炎	関節腔内注射	○	○	○	X	X	X	○	○	○	X	X	
	非感染性慢性関節炎	関節腔内注射	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X	
	関節周囲炎（非感染性のものに限る）	軟組織内注射、腱鞘内注射、 滑液嚢内注入	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X	
	腱炎（非感染性のものに限る）	軟組織内注射、腱鞘内注射	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X	
	腱鞘炎（非感染性のものに限る）	腱鞘内注射	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X	
	腱周囲炎（非感染性のものに限る）	軟組織内注射、腱鞘内注射、 滑液嚢内注入	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X	
	滑液包炎（非感染性のものに限る）	滑液嚢内注入	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X	
口腔外科領域手術後の後療法	筋内注射	X	X	○	X	X	X	○	○	○	○	○		
呼吸器疾患	気管支喘息（但し、筋内注射以外の投与方法では不適 当な場合に限る）	筋内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X	
	気管支喘息	ネブライザー	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	*薬剤その他の化学物質によるアレルギー・中毒（薬疹、 中毒疹を含む）	筋内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X	
	*血清病	筋内注射	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X	
びまん性間質性肺炎（肺線維症）（放射線肺臓炎を含 む）	ネブライザー	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

*印 経口投与不能時にのみ用いること

★印 外用剤を用いても効果が不十分な場合あるいは十分な効果を期待し得ないと推定される場合にのみ用いること

<参考：ケナコルト-A皮内用関節腔内用水懸注50mg/5mLと他の副腎皮質ホルモン注射剤（静注除く）の効能・効果の一覧>

	効能又は効果	投与経路	ケナコルト-A 筋注用関節腔内用 水懸注40mg/1mL	ベタメタゾン酢酸エステル・ ベタメタゾンリン酸エステル ナトリウム懸濁注 射液	メチル プレドニゾン 酢酸エステル懸濁注 射液	デキサメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液①	デキサメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液②	デキサメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液③	ベタメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液①	ベタメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液②	ベタメタゾン リン酸エステル ナトリウム注射液③	注射用 プレドニゾン コハク酸エステル ナトリウム	ヒドロコルチゾン コハク酸エステル ナトリウム注射用	
リウマチ性疾患 整形外科疾患	関節リウマチ	関節腔内注射	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	若年性関節リウマチ（スチル病を含む）	関節腔内注射	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	強直性脊椎炎（リウマチ性脊椎炎）に伴う四肢関節炎	関節腔内注射	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
皮膚疾患	＊湿疹・皮膚炎群（急性湿疹、亜急性湿疹、慢性湿疹、接触皮膚炎、貨幣状湿疹、自家感作性皮膚炎、アトピー皮膚炎、乳・幼・小児湿疹、ピタル苔癬、その他の神経皮膚炎、脂漏性皮膚炎、進行性指掌角皮症、その他の手指の皮膚炎、陰部あるいは肛門湿疹、耳介及び外耳道の湿疹・皮膚炎、鼻前庭及び鼻翼周辺の湿疹・皮膚炎など）、（但し、重症例以外は極力投与しないこと。局注は浸潤、苔癬化の著しい場合のみとする）	局所皮内注射	X	X	○	○	○	○	X	X	X	○	X	
	＊痒疹群（小児ストロフルス、尋麻疹様痒癬、固定尋麻疹を含む）（重症例に限る）	局所皮内注射	X	X	○ 固定尋麻疹は局注が望ましい	○ 固定尋麻疹は局注が望ましい	○ 固定尋麻疹は局注が望ましい	○ 固定尋麻疹は局注が望ましい	X	X	X	○ 固定尋麻疹は局注が望ましい	X	
	＊乾癬及び類症（尋常性乾癬（重症例）、乾癬性関節炎、乾癬性紅皮症、膿疱性乾癬、稽留性肢端皮膚炎、痒疹状膿疱疹、ライター症候群）のうち尋常性乾癬	局所皮内注射	X	X	○ 尋常性乾癬	○ 尋常性乾癬のみ	○ 左記効能効果欄の疾患のうち尋常性乾癬のみ	○ 左記効能効果欄の疾患のうち尋常性乾癬のみ	X	X	X	○ 尋常性乾癬	X	
	＊扁平苔癬（重症例に限る）	局所皮内注射	X	X	○	○	○	○	X	X	X	X	X	
	限局性強皮症	局所皮内注射	X	X	○	X	X	X	X	X	X	X	X	
	＊円形脱毛症（悪性型に限る）	局所皮内注射	X	○	○	○	○	○	X	X	X	○	X	
＊早期ケロイド及びケロイド防止	局所皮内注射	X	○	○	○	○	○	X	X	X	○	X		
耳鼻咽喉科疾患	急性・慢性中耳炎	中耳腔内注入	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X	
	滲出性中耳炎・耳管狭窄症	中耳腔内注入、耳管内注入	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X	
	アレルギー性鼻炎	ネブライザー、鼻腔内注入、鼻甲介内注射	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 筋内注射、ネブライザー、鼻腔内注入×鼻甲介内注射	
	花粉症（枯草熱）	ネブライザー、鼻腔内注入、鼻甲介内注射	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 筋内注射、ネブライザー、鼻腔内注入×鼻甲介内注射	
	副鼻腔炎・鼻茸	ネブライザー、鼻腔内注入、副鼻腔内注入、鼻茸内注射	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X	
	喉頭炎・喉頭浮腫	ネブライザー、喉頭・気管注入	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X	
	喉頭ポリープ・結節	ネブライザー、喉頭・気管注入	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	X	
	食道の炎症（腐蝕性食道炎、直達鏡使用後）及び食道拡張術後	ネブライザー、食道注入	○	X	X	○	○	○	○	○	○	○	○	
	耳鼻咽喉科領域の手術後の後療法	局所皮内注射、軟組織内注射、ネブライザー、副鼻腔内注入、鼻甲介内注射、喉頭・気管注入、中耳腔内注入、食道注入	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X
	難治性口内炎及び舌炎（局所療法で治癒しないもの）	軟組織内注射	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
整形外科領域	変形性関節症（炎症症状がはっきり認められる場合）	関節腔内注射	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X	
	外傷後関節炎	関節腔内注射	○	○	○	X	X	X	○	○	○	X	X	
	非感染性慢性関節炎	関節腔内注射	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	X	
	関節周囲炎（非感染性のものに限る）	軟組織内注射、腱鞘内注射、滑液嚢内注入	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X	
	腱炎（非感染性のものに限る）	軟組織内注射、腱鞘内注射	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X	
	腱鞘炎（非感染性のものに限る）	腱鞘内注射	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X	
	腱周囲炎（非感染性のものに限る）	軟組織内注射、腱鞘内注射、滑液嚢内注入	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X	
滑液嚢炎（非感染性のものに限る）	滑液嚢内注入	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	X		
気管支喘息	ネブライザー	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
呼吸器疾患	びまん性間質性肺炎（肺線維症）（放射線肺臓炎を含む）	ネブライザー	○	X	○	○	○	○	○	○	○	○		

★印 外用剤を用いても効果が不十分な場合あるいは十分な効果を期待し得ないと推定される場合にのみ用いること